

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年 2月15日
【会社名】	株式会社白鳩
【英訳名】	Shirohato Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池上 正
【本店の所在の場所】	京都市伏見区竹田向代町21番地
【電話番号】	075-693-4609（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 服部 理基
【最寄りの連絡場所】	京都市伏見区竹田向代町21番地
【電話番号】	075-693-4609（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 服部 理基
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,271,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,700,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年2月15日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,700,000株	1,271,600,000	635,800,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,700,000株	1,271,600,000	635,800,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、635,800,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
748	374	100株	平成30年3月6日(火)		平成30年3月6日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力が発生後に当社と割当予定先との間で引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 申込期間の末日までに割当予定先との間で引受契約が締結されない場合、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社白鳩 管理部	京都府京都市伏見区竹田向代町21番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 京都支店	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,271,600,000	10,000,000	1,261,600,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用概算額の内訳は、アドバイザー手数料、登記関連費用等の概算になります。

(2) 【手取金の使途】

	具体的な使途	金額	支出予定時期
	倉庫及び物流センターの開発に係る基本計画の策定及び初期的な設計・施工費用	174百万円	平成30年4月～平成31年8月
	金融機関からの借入金の返済	1,186百万円	平成30年3月

(注) 1. 緊急かつ最重要の課題である倉庫及び物流センターの開発を推進するため、小田急電鉄株式会社が保有するネットワークを利用し、早期に基本計画を策定します。その後、速やかに倉庫および物流センターの設計・施工業務を発注する予定です。

2. 平成23年9月の現本社物流センターの取得、建設、また平成28年2月の隣地倉庫取得に係る資金を金融機関からの借入金で調達したことにより、借入金依存度が高くなっております。本第三者割当増資が行われた後、小田急電鉄より100百万円の資金調達(借入)を行い、当該調達額及び本第三者割当増資で得られた資金のうち1,186百万円を金融機関からの借入金返済に充当することで金融機関からの借入依存度を低減し、財務基盤を強化することで、早期に予定されている隣地倉庫の建替えに係る相応の投資に備えます。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	小田急電鉄株式会社
	本店の所在地	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第96期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第97期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年8月14日 関東財務局長に提出 事業年度第97期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出 事業年度第97期第3四半期(自平成29年10月1日至平成29年12月31日) 平成30年2月14日 関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	割当予定先は、当社の普通株式973,600株を保有しております。
	人事関係	割当予定先の従業員1名が当社の社外取締役を務めており、また割当予定先の従業員1名が当社に出向しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、主にインナーウェアをインターネット上の様々なチャネルを通じて、個人のお客様に販売するEコマース(インターネット通販)事業を展開しており、平成7年にEコマース事業に進出して以来、20年以上に亘りノウハウを蓄積してまいりました。これまで、お客様に対して質の高い商品、サービスを提供するために徹底した創意工夫を重ねてきた結果、現状では取扱商品数13,354アイテム、取扱メーカー数173社、取扱ブランド数121ブランド(平成29年11月30日現在)にまで至っております。

こうしたなか、当社は、本店(自社)サイトのリニューアルを実施し、スマートフォンへの対応強化や決済機能の多様化を図るとともに、PB・コラボ商品の拡充による品揃えの更なる強化や中国を中心とした東アジアへの海外戦略の推進等に注力しており、また、拡大するEコマース市場において、インナーウェア専門のEコマース企業として成長してまいりましたが、永続的に発展していける企業となるためには、業容拡大に合わせた経営体制の強化や財務基盤の充実が不可欠であるものと認識しておりました。

一方、小田急電鉄グループは、『お客さまの「かけがえのない時間(とき)」と「ゆたかな暮らし」の実現に貢献する』というグループ経営理念のもと、首都圏における交通、観光、流通、不動産等の様々な事業を展開しており、同社の中期経営計画では、流通業における新たなフォーマットによる出店計画やEコマース事業の更なる強化が重点課題の一つとされておりました。

そのような状況下、また、小売業界を取り巻く競争環境が益々激化すると予想されるなか、平成28年10月31日に公表したとおり、当社と小田急電鉄株式会社との間で互いの経営資源、ノウハウを活用した業務提携の可能性について協議を重ねてきた結果、実店舗運営とEコマースというそれぞれの販売チャネルや両社の顧客基盤が異なっていることから相互補完が十分に期待できること、経営理念や企業風土の親和性も高いこと、小田急電鉄グループが持つ信用力や取引先を活用することで当社単独ではなかなか拡大できていない海外ハイブランドメーカーとの取引の拡大が期待できることから、提携先として相応しいとの結論に達し、また、併せて第三者割当増資による資本提携を行うことで、当社としては大手資本の資本参加によって信用力や財務基盤の強化に繋がり、小田急電鉄株式会社においては持分法適用関連会社として当社の利益の一部を決算に反映できることから、当社と小田急電鉄株式会社は資本業務提携契約を締結するに至りました。

当社が今後も更なる発展と成長を継続するためには、売上及び在庫の増加に対して、ピッキング及びストックヤードの不足が著しい現状、相応の投資が必要となる倉庫及び物流センターの開発が緊急かつ最重要な課題と認識しており、倉庫及び物流センターの開発に関しては、平成28年2月に隣地倉庫を取得して以降、プロジェクトチームを組成する等、当社内での検討を進めてまいりました。しかしながら、中期経営計画の策定の遅れや既存業務の拡大に伴うリソース不足も相まって、当社において十分な検討を行うことができずにおりました。そのようななか、状況を打破すべく資本業務提携を行っている小田急電鉄株式会社と倉庫及び物流センターの開発の推進を含む当社の成長に向けた様々な選択肢に関する協議を重ねてまいりました。その結果、当社が持続的成長を果たしていくためには、小田急電鉄が有する不動産開発や経営計画策定のノウハウやネットワークの活用、また資金調達などを組み入れた資本業務提携の内容に変更するとともに、小田急電鉄株式会社を引受先とする第三者割当増資並びに同社からの資金調達(借入)を行うことが、当社としては一定程度の経営の独立性を確保しつつ同社との更なる関係強化を図る上で最善と判断いたしました。具体的な効果としては、当社に不足するマネジメント人材を追加で1名派遣してもらうほか(現状、資本業務提携契約上の当社取締役1名の指名権に基づき、小田急電鉄株式会社より取締役1名が派遣されております。)、倉庫及び物流センターの開発にあたり、小田急電鉄株式会社と協働して同社が保有する不動産開発に係る知見・ノウハウやネットワークをフル活用することが可能となること、当社の課題の一つである中期経営計画の策定や内部統制体制の強化に関して、小田急電鉄株式会社が保有する知見・ノウハウや人的サポートを受けることが可能となること等が挙げられます。なお、資本業務提携の変更及び第三者割当増資並びに同社からの資金調達(借入)の実行を前提として、既に小田急電鉄株式会社との協働を開始しており、特に倉庫及び物流センターの開発については、基本方針(隣地倉庫の容積率を最大限活用する等)と大まかなスケジュールが決まる等の成果につながっております。

以上のように、資本業務提携契約の変更及び第三者割当増資並びに同社からの資金調達(借入)を通じて当社は小田急電鉄株式会社の連結子会社となります。小田急電鉄グループの知見・ノウハウやネットワークをフル活用することで、倉庫及び物流センターの開発計画を加速させることが可能となるとともに、将来に亘る機動的かつ安定的な資金調達先の獲得により財務基盤の強化を図ることが可能となること等から、当社の企業価値向上に資するとの判断に至りました。一方で、小田急電鉄株式会社においては当社を活用することで重点課題とされている流通業の更なる強化を推進することに加え、連結子会社として当社の業績を決算に反映できることから、資本業務提携契約の変更及び第三者割当増資並びに同社からの資金調達(借入)を行うことは両社の企業価値向上につながるものと判断しております。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,700,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、小田急電鉄株式会社から、同社が第三者割当増資により取得する株式について、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、当社は、小田急電鉄株式会社との間の資本業務提携契約の変更において、同社が第三者割当増資により取得した当社普通株式については、当社の事前の同意がない限り、第三者への譲渡等の処分を行えない旨を合意する予定であります。なお、当社が小田急電鉄株式会社の議決権割合が低下する行為を行う場合には、事前に小田急電鉄の書面による承認を得る旨を合意する予定であります。

なお、当社は、小田急電鉄株式会社から、同社が払込期日から2年以内に第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所へ書面により報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、小田急電鉄株式会社から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、小田急電鉄株式会社の第96期有価証券報告書(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)、第97期第3四半期報告書(自平成29年10月1日至平成29年12月31日)に記載の売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、第三者割当増資に係る払込みについて、特段問題ないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

小田急電鉄株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出した平成29年11月14日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、小田急電鉄株式会社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

前記「1【割当予定先の状況】」の「e. 株券等の保有方針」に記載のとおりであります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

発行価額は、第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日までの直前1か月(平成30年1月15日から平成30年2月14日まで)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値である748円といたしました。

発行価額を取締役会決議日の直前営業日までの直前1か月の終値の平均値とした理由は、当社普通株式は市場における取引高が少なく株価の変動状況を鑑みると、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平準化された値を基準とすることにより、恣意性や一時的な株価変動の影響等を排除することができ、客観的かつ合理的であると判断したためであります。また、平成29年9月下旬から10月中旬にかけて、特段の株価変動に繋がるような公表等がないなかで株価の上昇がみられたことから、直前営業日までの直前6か月の終値の平均値を採用するのは妥当ではなく、また、直前営業日までの直前3か月の終値の平均値を採用すると、平成30年1月11日に公表した平成30年8月期第1四半期の決算発表を踏まえた株価の形成が部分的にしか反映されていない可能性があることから、当社の直近の財政状態および経営成績を公正に反映した株価による発行価額の決定が難しくなります。直前営業日までの直前1か月の終値の平均値とすることで、恣意性や一時的な株価変動の影響等を排除し、当社の直近の財政状態および経営成績を公正に反映した株価を採用することができ、客観的かつ合理的であると判断し、採用することが適当であると判断いたしました。

なお、第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値である708円とのプレミアム率が5.65%、直前3か月間(平成29年11月15日から平成30年2月14日まで)における当社普通株式の終値の平均値である608円とのプレミアム率が23.03%、直前6か月間(平成29年8月15日から平成30年2月14日まで)における当社普通株式の終値の平均値である565円とのプレミアム率が32.39%となっておりますが、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。

また、当社は、上記発行価額の算定根拠について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものと考えております。

なお、当社監査役全員(4名、うち社外監査役3名)から、取締役会における上記算定根拠による発行価額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、また、直前営業日の終値を基準とすることなく、過去1か月間の終値の平均値としたことについては、当社の株価の変動状況を鑑みると、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することが、一時的な株価変動の影響等を排除し、当社の直近の財政状態および経営成績を公正に反映した株価を採用することができ、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えられ、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対して特に有利でないことに係る適法性に関する見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当増資により新規に発行する普通株式1,700,000株に係る議決権の総数は17,000個であります。

第三者割当増資前の当社普通株式の発行済株式総数4,820,800株(平成29年8月31日現在)に係る議決権の総数48,199個の35.27%に相当し、第三者割当増資により一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、当該第三者割当増資は、当社と小田急電鉄株式会社との間で業務提携の内容の変更を併せて実施するものであり、両社間の協力体制を構築することにより、当社の中長期的な発展と成長を推進し、既存株主の利益向上に繋がるものと考えております。また、小田急電鉄株式会社からは、第三者割当増資により取得する株式について、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けており、流通市場への影響は小さいものと考えております。

以上のことから、第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であるものと判断しております。

当社が平成30年1月19日に譲渡制限付株式報酬として発行した当社普通株式110,000株に係る議決権数1,100個(平成29年12月21日に公表済みの「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」参照)及び平成29年9月1日から本有価証券届出書提出日(平成30年2月15日)までの間に新株予約権の行使に伴い発行された当社普通株式1,000株に係る議決権数10個を考慮した場合の希薄化率は34.47%となります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の第三者割当増資により新規に発行する普通株式1,700,000株に係る議決権の総数は17,000個であり、第三者割当増資前の当社普通株式の発行済株式総数4,820,800株(平成29年8月31日現在)に係る議決権の総数48,199個の35.27%に相当することから、今回の第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当致します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木 2丁目28-12	973,600	20.20%	2,673,600	40.32%
池上 勝	京都市伏見区	545,600	11.32%	545,600	8.23%
池上 正	京都市伏見区	465,000	9.65%	491,500	7.41%
株式会社アイティフォー	東京都千代田区 一番町21番地	450,000	9.34%	450,000	6.79%
弘田 敬子	京都市伏見区	138,500	2.87%	138,500	2.09%
弘田 了	京都市伏見区	132,500	2.75%	138,500	2.09%
京都中央信用金庫	京都市下京区四条通 室町東入函谷鉾町91	100,000	2.07%	100,000	1.51%
香川 幸一	東京都品川区	78,800	1.63%	78,800	1.19%
MLT STOCK LOAN (常任代理人 メリルリンチ 日本証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋 1丁目4-1 日本橋一丁目三井 ビルディング)	54,500	1.13%	54,500	0.82%
小里 洋行	東京都杉並区	53,000	1.10%	53,000	0.80%
計		2,991,500	62.07%	4,724,000	71.24%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年8月31日現在の株主名簿を基準としております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年8月31日現在の総議決権数(48,199個)に第三者割当増資により増加する議決権数(17,000個)、平成30年1月19日に発行した譲渡制限付株式報酬により増加する議決権の数(1,100個)、平成29年9月1日から本日までの間に新株予約権の行使に伴い増加する議決権の数(10個)を加えた数を分母として算定しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当増資の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

前記「1〔割当予定先の状況〕」の「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の属する小売業界を取り巻く競争環境が益々激化すると予想されるなか、当社が今後も更なる発展と成長を継続するためには、相応の投資が必要となる倉庫及び物流センターの開発が緊急かつ最重要な課題と認識しており、倉庫及び物流センターの開発に関しては、平成28年2月に隣地倉庫を取得して以降、プロジェクトチームを組成する等、当社内での検討を進めてまいりました。しかしながら、中期経営計画の策定の遅れや既存業務の拡大に伴うリソース不足も相まって、当社において十分な検討を行うことができずにおりました。

そのようななか、状況を打破すべく資本業務提携を行っている小田急電鉄株式会社と倉庫及び物流センターの開発の推進を含む当社の成長に向けた様々な選択肢に関する協議を重ねてまいりました。その結果、当社が持続的成長を果たしていくためには、小田急電鉄株式会社との資本業務提携の内容を変更するとともに、小田急電鉄株式会社を引受先とする第三者割当増資並びに同社からの資金調達(借入)を行うことで、小田急電鉄グループの連結子会社となり、小田急電鉄グループの知見・ノウハウやネットワークをフル活用することで、倉庫及び物流センターの開発計画を加速させるとともに、小田急電鉄株式会社の連結子会社と位置付けられることから、今後相応の投資が必要となると考えられる状況下、将来に亘る機動的かつ安定的な資金調達先の獲得により財務基盤の強化を図ることが可能となること等から、第三者割当を行うことが当社の企業価値向上に資すると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

第三者割当増資により新規に発行する普通株式の数は1,700,000株(議決権数17,000個)であり、第三者割当増資前の当社普通株式の発行済株式総数4,820,800株(平成29年8月31日現在)に係る議決権の総数48,199個の35.27%(当社が平成30年1月19日に譲渡制限付株式報酬として発行した当社普通株式110,000株に係る議決権数1,100個及び平成29年9月1日から本有価証券届出書提出日(平成30年2月15日)までの間に新株予約権の行使に伴い発行された当社普通株式1,000株に係る議決権数10個を考慮した場合の希薄化率は34.47%)に相当し、当該第三者割当増資により一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、当社としては、当該第三者割当増資は、当社と小田急電鉄株式会社との間で業務提携の内容の変更を併せて実施するものであり、両社間の協力体制を構築することにより、当社の中長期的な発展と成長を推進し、既存株主の利益向上に繋がるものと考えており、第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、今後も更なる発展と成長を継続するためには、相応の投資が必要となる倉庫及び物流センターの開発が緊急かつ最重要な課題と認識しており、また、今後相応の投資が必要となると考えられる状況下、将来に亘る機動的かつ安定的な資金調達先の獲得により財務基盤の強化を図ることが将来的な既存株主の利益向上に繋がることになる等を総合的に勘案し、第三者割当増資の必要性について取締役会において十分に審議を行いました。その結果、小田急電鉄株式会社へ第三者割当を行うことで、一定程度の経営の独立性を確保しつつ小田急電鉄株式会社との更なる関係強化を図ることが可能となり、当社の課題への取り組みを加速し、企業価値向上を図ることは、既存株主の皆様の利益向上にも繋がるものであり、第三者割当増資の実行は必要かつ合理的であるとの判断に至りました。

また、当該第三者割当増資が大規模な第三者割当に該当することから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見の入手を行うため、当社の社外監査役3名(橋本宗昭氏・岩永憲秀氏・平尾嘉晃氏)に対して、その必要性及び相当性について意見を求めています。当社が平成30年2月15日付で入手した社外監査役3名の意見の概要は、以下のとおりです。

・本第三者割当増資の必要性

(本第三者割当増資の目的)

本第三者割当増資は、当社と割当予定先との間で本資本業務提携契約の変更と併せて実施するものであり、提携の効果をより確実なものとする、及び割当予定先との更なる強固な資本提携関係を構築すること並びに借入依存度の低減及び安定的な資金調達先の獲得による財務基盤の強化を目的としている。

(提携の効果をより確実なものとする)

当社は、女性中心のインナーウェアに特化した国内最大級の商品アイテム数を有するEコマース企業であり、国内の顧客向け本店(自社)サイトの更新改装、スマートフォンへの対応強化、プライベートブランド商品や他社との共同開発商品、決済機能の強化、配送体制の強化等、個人顧客の利便性を高めるために様々な施策を行ってきた。

一方、割当予定先は、鉄道事業を中心に観光、流通、不動産等、顧客の生活に関連する多種多様な事業を営む大手優良企業であり、日本最大の乗降客数を誇る新宿を主要拠点に小田急沿線の沿線価値の向上やグループ力の更なる強化のため、グループ経営を強化している。そのようななか、流通事業においては、新宿や小田急沿線で百貨店や大型ショッピングセンター等の商業施設を複数運営しており、既存の実店舗事業を強化することはもとより、Eコマース事業の強化も喫緊の重点課題としている。

このような状況下、割当予定先の実店舗事業と当社のEコマース事業は顧客基盤が異なっていることから補完関係が成り立つこと、当社及び割当予定先は一般顧客向けビジネスを行っており顧客志向の企業カルチャーを有し親和性が高いこと、割当予定先が持つ信用力や幅広い取引先の活用により当社単独ではなかなか拡大できていない海外ハイブランドメーカーとの取引の拡大が期待できること、また、当社の事業拡大に重要な本開発に係る知見・ノウハウやネットワークを有する割当予定先と協働し、当社のインナーウェアのEコマース事業を拡大させることが期待できること等、見込まれる相乗効果が大きく、両社の取引関係を更に深めて継続することが、両社の成長発展に大いに貢献することが期待される。

以上のとおり、両社の提携関係により、補完性の高い双方の経営資源を有効活用し、相互補完が十分に期待でき、一定程度の当社の経営の独立性を確保しつつ当社の一段の成長に資するものであると考えられ、この提携関係を強化するため、業務提携の内容の変更に併せて本第三者割当増資を行い、当社と割当予定先との間で資本提携を行うことには必要性が認められる。

(財務基盤の強化及び企業価値向上のための投資)

当社は、更なる発展と成長を継続するため、業容拡大に伴う出荷能力及び在庫保有能力の増強を図る必要があり、将来の新たな物流機能を強化できるように隣接する倉庫を取得したものの、今後は本開発に係る基本設計の策定や初期的な設計・施工を行うための資金が必要となる。また、当社の将来の成長のためには、業容拡大と並行して的確な中期経営計画の策定や内部統制体制も強化していくことが必要不可欠であるが、これらを実行していくためには、相応の資金が必要となるため、将来に亘る機動的かつ安定的な資金調達先の獲得により財務基盤の強化を図る必要性がある。今回の第三者割当増資により得られた資金は、本開発に係る初期的な費用及び金融機関からの借入金の返済に充当する予定であり、これにより、借入依存度の低減及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、また、財務基盤の強化に伴い本開発に係る投資余力も向上し、適時に投資実行ができるようになるため、売上及び収益性の一段の向上が見込まれる。

以上より、本第三者割当増資により財務基盤を強化することや本開発で商品のストック機能を充実させることで、更なる顧客層の獲得、顧客満足度の向上やリピート率の向上等に繋がり売上を拡大していくことが期待できるため、今後の当社の成長及び企業価値向上のために必要と認められる。

(他の資金調達手段との比較)

他の資金調達手法として、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行の手法等も考えられるが、これらの手法では、必要な金額を適切なタイミングで調達できるか不明であるし、小田急電鉄株式会社との資本業務提携の変更を実現することはできず、本第三者割当増資の目的を達成することができない。また、借入や社債による調達の手法も考えられるが、当社は財務基盤強化の見地から増資の手法を選択しており、その見地は不合理でない。小田急電鉄株式会社との資本業務提携、及び財務基盤強化の目的の全てを同時に達成するには、他の資金調達手法と比較しても、小田急電鉄株式会社に対して第三者割当増資を行うことが直接的かつ簡潔な方法であると考えられる。このため、他の資金調達手法と比較して、本第三者割当増資は相当であると考えられる。

・本第三者割当増資の相当性

(割当予定先の相当性)

当社は、本第三者割当増資を通じて、割当予定先との更なる強固な資本提携関係を構築することで、当社の事業拡大に重要な本開発に係るノウハウやネットワークを有する割当予定先と協働し、当社のインナーウェアのEコマース事業を拡大できるものと認識しているが、これについて、不合理な点はないと評価できる。よって、当社の中長期的な企業価値及び株式価値の向上、また、借入依存度の低減及び安定的な資金調達先の獲得による財務基盤の強化という観点から、本第三者割当増資の割当先について不合理な点はないと評価できる。

また、当社は、割当予定先が当社の株式を中長期に保有する意向であること、本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないこと、割当予定先の割当先としての属性にも特に問題はないことを確認している。

(発行条件の相当性)

本第三者割当増資における新株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年2月14日)までの直前1か月(平成30年1月15日から平成30年2月14日まで)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値の平均値である748円とされている。なお、当該発行価額は、同直前営業日の終値である708円に対して5.65%のプレミアム、同直前営業日までの過去3か月間の終値の平均値である608円に対して23.03%のプレミアム、同直前営業日までの過去6か月間の終値の平均値である565円に対して32.39%のプレミアムとなっている。

発行価額の決定に際して、直前営業日の終値を基準とすることなく、過去1か月間の終値の平均値としたことについては、当社の株価の変動状況に鑑みると、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することが、一時的な株価変動の影響を排除し、当社の直近の財政状態および経営成績を公正に反映した株価を採用することができ、算定根拠として客観性が高く、合理的であると考えられる。また、当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の範囲内で算定されたものであり、特に有利な価額に該当せず、相当なものと認められる。

(既存株主への影響)

本第三者割当増資は、既存株式の希薄化率が25%以上となるため、外見的には割当予定先を除くその他既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、当社による本第三者割当増資及びその後の割当予定先から資金調達(借入)を行うことで、結果として、当社が割当予定先の連結子会社となり、当社と割当予定先との更なる強固な提携関係を構築することが可能になるものと考えられる。それにより、当社が行っているインナーウェアのEコマース事業において、本開発に係るノウハウやネットワークの獲得が期待でき、一層の事業拡大と顧客満足度の向上が促進されることが期待されることを鑑みれば、本第三者割当増資及び割当予定先による当社普通株式の取得は、既存の株式価値を向上させるための重要な手段となる。

また、本第三者割当増資の実施により調達される資金の一部及びその後の割当予定先から調達する資金(借入)は、金融機関からの借入金の返済に活用される予定であり、当社の借入依存度の低減及び安定的な資金調達先の獲得により財務基盤の強化が見込まれ、これが企業価値向上及び株式価値の向上にも繋がり、既存株主における将来的な利益も期待できる。

したがって、以上のとおり、当社の中長期的な企業価値の向上及びそれが既存の株主利益の最大化に資する可能性が十分あることを踏まえれば、本第三者割当増資により生じる希薄化の規模は、合理的な範囲内であり、相当性を有すると考える。

・結論

以上により、本第三者割当増資は、中長期的にみて当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであり、その必要性および相当性が認められるものと思料する。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月15日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等の記載に含まれる将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年2月15日)現在においても変更の必要はなく、また、追加すべき事項もないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成30年2月15日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(平成29年11月30日提出の臨時報告書)

1 〔提出理由〕

当社は、平成29年11月28日の第45回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 〔報告内容〕

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年11月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金9円、総額43,386,624円

ロ 効力発生日

平成29年11月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、池上勝、池上正、弘田了、服部理基、岩男玲子、清水恒夫、沓澤孝一を選任するものであります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、柴田雄二、橋本宗昭、岩永憲秀、平尾嘉晃を選任するものであります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額100百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と改めさせていただくものであります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除きます)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額40百万円以内とし、発行又は処分する当社の普通株式の総数を年55,000株以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	31,884	76	0	(注) 1	可決 95.57
第2号議案 取締役7名選任の件					
池上 勝	31,763	197	0		可決 95.21
池上 正	31,760	200	0		可決 95.20
弘田 了	31,760	200	0		可決 95.20
服部 理基	31,736	224	0	(注) 2	可決 95.13
岩男 玲子	31,759	201	0		可決 95.20
清水 恒夫	31,715	245	0		可決 95.07
沓澤 孝一	31,742	218	0		可決 95.15
第3号議案 監査役4名選任の件					
柴田 雄二	31,276	684	0		可決 93.75
橋本 宗昭	31,275	685	0	(注) 2	可決 93.75
岩永 憲秀	31,269	691	0		可決 93.73
平尾 嘉晃	31,272	688	0		可決 93.74
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	31,193	767	0	(注) 1	可決 93.50
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	31,163	797	0	(注) 1	可決 93.41

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち議案の賛否に関して確認できたものを集計することにより決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計していません。

3 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第45期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(平成29年11月30日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本剰余金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成30年1月19日 (注1)	28,105	555,797	28,105	545,797
平成29年9月1日～ 平成30年2月15日 (注2)	130	555,927	130	545,927

(注1) 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

(注2) 新株予約権の権利行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第45期)	自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日	平成29年11月30日 近畿財務局長
四半期報告書	事業年度 (第46期第1四半期)	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	平成30年1月12日 近畿財務局長

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年11月29日

株式会社 白 鳩
取締役 会 御 中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 源
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鍵 圭 一 郎
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社白鳩の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社白鳩の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社白鳩の平成29年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社白鳩が平成29年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月12日

株式会社 白 鳩
取締役会 御 中

PwC 京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 源 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社白鳩の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第46期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社白鳩の平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。